

令和5年6月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月23日(金) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名
- | | | |
|--------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 松村 勘兵衛 |
| 会長職務代理 | 2番 | 辻 尊志 |
| 農業委員 | 3番 | 北山 謙治 |
| | 4番 | 須見 則雄 |
| | 5番 | 山口 拓雄 |
| | 6番 | 山内 百合子 |
| | 8番 | 牧野 昌久 |
| | 9番 | 吉田 武博 |
| | 10番 | 滝本 和子 |
| | 11番 | 田中 政男 |
| | 12番 | 酒井 清泰 |

- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 農地利用最適化
推進委員 | 1番 | 横山 定守 |
| | 2番 | 坂上 信雄 |
| | 3番 | 田中 昭司 |
| | 4番 | 吉田 新一 |
| | 5番 | 前田 壽夫 |
| | 6番 | 松井 喜治 |
| | 7番 | 松田 数実 |
| | 9番 | 廣瀬 介治 |
| | 10番 | 鳥山 義昭 |

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について	可決
議案第8号	現況証明願いについて	可決
議案第9号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の意見徴収について	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 久永 幹生 書記 土井 仁美
 主事 田中 愛里沙 会計年度 山内 佳奈

6.議事
事務局長

ただいまから、令和5年6月定例農業委員会を開催いたします。
また、高野 忍委員、林 博史委員は欠席の旨、お聞きしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より6月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
5番 山口 拓雄 委員
6番 山内 百合子 委員
の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
当議案につきましては、松田委員が当事者(申請者)となっておりますので、一旦退席をお願いいたします。

(松田委員 退席)

議長（松村会長）

では、事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
①については山内委員より報告をお願いいたします。

山内委員	16日に現地を見て参りました。申請地の田は、ちょっと水の便利が悪いので蕎麦を作って頂くということです。真ん中の田んぼも譲受人が管理されているということで、申請地を買って田んぼ3枚分を譲受人が管理して頂ければ有難いと思います。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 次に②については牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	この調書のとおりで十分かと思いますが、資料4ページの位置図にあります譲渡人のお宅を譲受人が買われるという話なんですね。そのついでに自分も畑とかサツマイモを耕作したいということでございますので、何ら問題はないかと思われます。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	②ですけれども、土地を買われるのが福井に住まわれている方ですよ。買われるのは村の中にある畑ですか。そしてそれに隣接する空き家を買われるということですが、住所は転移されないということですよ。週に3日くらい福井から通いながら畑をされるということですが、転移されないとなると、まず農業委員会に許可申請をする前に地元の区長さんと話をされるのが先だと思います。順番が逆になっているのではないかという気がします。 というのは、そこで転移されて生活されて村の住人として仕事されるのであれば問題ないかと思うんですけれども、村の住人にならずに福井から通われて農業をされると、そして週に3日ほど通われるとかかなりの日数を年間通われるんですけれども、そうなりますと住人や区とで色々な問題が起きる可能性があると思います。区には区の色んな制約があって、後からこんなこと知らなかったということが起きないためにも区長さんと話をされて、色々な問題を払拭していかないと、問題が起る可能性がかなりあると思います。 わたしはまず区長と話をされて、概ねの了解を得て、農業委員会に許可申請を出すというのが筋ではないかと思うんですけれども、どうですかね。逆でないかなと思うんですけれども。許可申請されれば農業法に問題はかかっていませんから、許可は出せると思いますけれども、許可されても村のほうで住民から色々な反発意見が出た場合にどうするのか、というのを協議しておくべきかと。結局許可が下りても無理して買わないということになるかもしれません。そういうことが起きないかと心配しているもので、まず初めに区長さんと話がどうなっているのか、そこを先に持ってくるのが先だと思いました。
事務局	説明足らずで大変失礼いたしました。区長様との協議についてですが、譲渡人を通して区長様にはこちらの空き家及び付随する農地を買われるというところの話は進んでいると聞いております。具体的に譲受人と譲渡人、区長様を交えての話合いは今後になると聞いておりますので、譲受人には早めに区長様と話し合いをして頂くようお伝えさせて頂きます。

田中委員 ということは、話をされて円満になっているということですね。調書には協議をおこなう、と書いておりましたのでまだやっていないのかと思いましたので。協議されて問題ないとおっしゃられているのであれば問題ないと思います。

事務局 空き家及び農地の売買について、農業委員会での許可が下り次第、契約が結べるように話を進めていると聞いております。

議長(松村会長) 他、ございませんか。

須見委員 週に3日程度ということですが、3日では足りないのではないですかね。

事務局 3日程度という目安で、年間で150日以上は従事して頂きたいとお伝えしております。再度お伝えいたします。

議長(松村会長) 他、ございませんか。

滝本委員 譲受人は民泊されている方ですよね。こちらの空き家で民泊されるのかなとわたしは思ったんですけども、それでも問題はないんですよね。

事務局 譲受人様から民泊をされるというような話は聞いておらず、別荘という形で空き家を購入されると聞いておりました。付属の農地に関しまして、民泊であってもそこを150日以上耕作して頂いてご自身でしっかり管理できるのであれば問題はないかと思います。

議長(松村会長) 他、ございませんか。

ないようですので、これより採決いたします。
議案第6号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員 異議なし

議長(松村会長) それでは、議案第6号は、原案どおり承認することに決しました。
では、松田委員の入室を許可します。

続きまして、
日程第2 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	中部縦貫の事業が継続中でございますし、砂利置場が必要となりますので、問題ないかと思えます。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	今、話があったとおり2026年3月までに油坂出入口まで開通すると報道機関等に言われておりますが、今後1年延長、延長と見込まれますが延長というのは何年まで認められるのでしょうか。 例えば採石場という奥越のほうにそんなになくて、砂利とか砂とかというのは本借受人が大野のほうに輸送している訳ですので、開通まで事業を受ける可能性は大ですよ。一時転用という言葉自体おかしいのではないかと思います。延長、延長の言葉の意味といたしますか。
事務局	農地区分が第1種農地・第2種農地(その他の農地)の場合は期間の最長が何年、という縛りはありません。農用地の場合は最長が3年と決まっているんですけども、第1種農地・第2種農地の場合につきましては、その期間の延長がいつまで大丈夫かというところの上限はないと聞いております。おっしゃるとおり令和8年まで工事がありますので、令和8年まで延長した形で許可の申請をされてはどうかと、事務局のほうから借受人にお伝えいたしました。借受人の会社の方針というものがございまして、事業の実施が見込まれているところ、契約している期間までで許可を取りたいというようなことでもございました。永久転用にするご意向は今のところ借受人にはございませんので、やはり一時転用という形で事業が完了すれば復元して農地に戻すと聞いております。
酒井委員	当初は(転用期間が)3年で許可を出しているんですよ。
事務局	いえ、最初も1年間の許可です。令和2年に初めて許可を取りまして、その時も1年間でした。令和3年、令和4年と1年ずつ許可を取られております。
議長 (松村会長)	他、ございませんか。
田中委員	延長申請1年となっておりますけれども、令和何年までですか。

事務局	今回の申請は令和6年7月31日までです。
議長（松村会長）	他、ございませんか。
山内委員	（議案書の記載内容が）1年1年となっておりますと何年からというのがちょっと分かりづらく、1年でまた延長、1年で延長となっておりますと代が変わると（いつから転用されているか）分からなくなりますので、何年度よりとか入れてもらえると。
事務局	記載が漏れておりまして申し訳ございませんでした。例えば一番最初の許可年度と更新の年度が入るような形で、皆様にお分かり頂けるようにまた改善させて頂きます。
議長（松村会長）	他、ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第7号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長（松村会長）	それでは、議案第7号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第8号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については、山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	資料をみてわかるとおり、非農地でないことを確認して参りました。分筆もされたということで、よろしく願います。
議長（松村会長）	次に②については、牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	資料の10ページを見て頂きますとわかるとおり、〇〇学校の隣の住宅街ですね。幹線道路沿いのところですか。これまで農地になっていたのがおかしいというようなところでございます。以上です。

議長（松村会長）	次に③については、山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	資料をみて頂きますとおり、〇〇会社さんの隣で、この赤線になっているところの地目が田んぼになっていたんですが、今現在は何も作っておらず非農地になっておりますので、よろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	次に④については、牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	1筆目のほうは急傾斜地のところの上にございまして、当然山のようになっております。現地も見て参りましたが、農業委員会から非農地と知らせても良いようなところのございます。もう一方のほうは住宅続きなので、この通り非農地として良いのではないかと思います。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第8号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第8号については、原案どおり承認することに決しました。
	日程第4 議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
	（質疑応答）
議長（松村会長）	他、ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第9号については「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員	異議無し
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第45号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	土地の相続ですけど、だいたい10か月以内に届出をなさないとになってますよね。それを過ぎた場合でも何か罰則があるという訳ではないんですよ。ただ土地の売買とか貸し借りができないだけで、あと何かあるという訳ではないんですよ。何かあったのでしょうか。
事務局	法務局のほうでの対応は分かりかねますが、未相続の土地について、相続人への所有権移転をされてから売買をするとなった場合でも、そういったペナルティとして何か罰金を払ったとかを何か書いたとかは、今までは聞いたことはございません。
議長（松村会長）	<p>他、ありませんか。</p> <p>ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。</p>
事務局	（報告）
議長（松村会長）	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。</p>
事務局長	松村会長、ありがとうございました。次回の定例農業委員会の開催について、事務局より連絡いたします。

事務局

次回の農業委員会は、令和5年7月25日(火)午後1時30分から勝山市役所 第2・3会議室にて開催予定としております。

全体でご質問などございませんか。

(質疑応答)

事務局長

以上で6月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉